

こ保運第1950号
令和6年3月26日

各保育・教育施設設置者様
施設長・園長様

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課担当課長

特定教育・保育施設等における事故報告書の様式変更について（通知）

日頃より、横浜市の保育・教育行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。
特定教育・保育施設等において重大事故が発生した際には、施設等から各区へ事故報告書を提出いただいております。

このたび、国の様式変更に伴い、本市における事故報告書の様式について修正しました。今後、事故報告書を作成する際には、新様式（令和6年度版）で作成をお願いいたします。

1 変更内容

国の様式変更に伴い、一部項目（保育室の面積等）の削除及びレイアウトの変更を行いました。

2 事故報告書

下記ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html>

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>事故防止と事故対応について>事故防止と事故対応について

3 事故報告書の提出を要するケース（変更なし）

- (1) 死亡事故
- (2) 重傷事故（治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病及び意識不明）
- (3) 置き去り・行方不明等のケース
- (4) 個人情報の紛失や流出、不審者の侵入があった・盗難のケース
- (5) 異物混入（給食に異物が混入した場合）
- (6) (1)(2)に該当しないが、こども青少年局・区役所・保育所のいずれかが報告を必要と判断した事故のケース

※「重傷事故を除く消費者事故（被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれがある場合）」についても報告してください。

担当 保育・教育運営課 運営・指導係
村田、田崎、木幡
電話 045-671-3564